

## 災害時の対応について

「暴風警報・大雨特別警報」発令時及び地震（余震）発生時の措置について以下のように対応します。  
十分ご注意くださいようお願いいたします。

（※印は保護者の皆さまへの依頼事項、◇印は学校の対応事項）

### I. 「暴風警報もしくは大雨特別警報（大阪北部・吹田市）」が発令時の対応

（1）午前7時の時点で「暴風警報もしくは大雨特別警報」が発令されている場合

※登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）午前9時までに「暴風警報ならびに大雨特別警報」が解除された場合

※児童の安全に留意して登校させてください。

※授業は2時限目（9：45～）から行います。給食はあります。

（3）午前9時を過ぎても「暴風警報もしくは大雨特別警報」が解除されない場合

※臨時休校になります。

（4）児童が登校した後、「暴風警報もしくは大雨特別警報」が発令された場合

※安全が確保されるまで学校で待機しますが、学校長の判断で早めの一斉下校することもあります。当日の天気予報にご注意いただき、児童が家に入れるよう各家庭で事前に相談しておいてください。

※大雨・洪水警報では休校になりません。安全に気をつけて登校させてください。

### II. 突発的な震度5弱以上（吹田市）の大規模地震（余震）が発生時の対応

吹田市の「地震災害対策要領」は、以下のとおりです。

（1）登校前 ◇学校は臨時休業日の措置とし、保護者の管理下におく。

（2）登校途上 ◇危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、原則として速やかに登校させること。

（3）在校時 ◇安全な場所へ避難誘導し、保護・監督に努める。

◇校舎内及び校区周辺の被害状況を把握し、安全確認のうえ、保護者又は保護者の代理人に引き渡すまで、責任を持って保護・監督を継続する。

※できるだけ速やかに迎えに来てください。

（4）下校途上 ◇危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能な限り速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せる事を基本とする。

### III. 震度5未満（吹田市）の大規模地震（余震）が発生した時の対応

原則として臨時休業日としない

吹田市の「地震災害対策要領」は原則的・基本的な動きです。学校および地域の被害状況等により、児童の安全確保のうえから臨時休校の措置をとることもあります。その場合はメール配信等により適切な措置を講じ連絡します。